

# 参 考 資 料 1

1. 令和2年出水期に向けた取組	1
2. 防災教育の促進	7
3. 要配慮者施設等の避難確保計画作成に向けた取組	10
4. マイタイムラインの推進	13
5. まるごとまちごとハザードマップの普及及び推進	21

北上川上流大規模氾濫減災協議会

令和2年7月14日

# 令和2年出水期に向けた大規模氾濫減災協議会の対応

- 令和2年出水期を迎えようとしている中、今般の感染症の拡がりを踏まえて、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実・加速する必要がある。
- 多様な関係者が連携して被害を軽減するためハード・ソフト対策を一体的に推進するための「大規模氾濫減災協議会」においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や、令和元年に発生した洪水等の課題を踏まえて協議等を行うこととしている。

## 新型コロナウイルス感染症も踏まえた対応

### 効果的な情報共有

- ・Web会議による開催
- ・必要に応じ動画メッセージ作成

※メディア連携協議会等、関連する会議においても同様。



実際のWeb会議開催例 (R2.5.21徳島県吉野川)

### 連携体制の構築及び協議会での共有事項

- ・都道府県等の衛生主管部局が発信する感染症の発生状況や感染予防に関する事項を共有、取組の実施
- ・高齢者福祉部局に加え、保健福祉部局との連携強化
- ・関係行政機関から通知される感染症を踏まえた留意点を参考に、取組上の対応の共有、連携体制構築

## 令和元年の洪水等を踏まえた取組の充実

### 緊急速報メールによる洪水情報の提供

- ・緊急速報メールの配信の有無、配信対象に関して関係者間で認識の齟齬がないよう、また継続して認識を共有できるよう、情報共有。

### 大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

- ・国管理河川において、今年度から新たに、大雨特別警報が警報に切り替わるタイミングでも、今後の河川水位上昇の見込みや、最高水位となる時間帯などを指定河川洪水予報として発表することとした旨、協議会構成員において大雨のピーク後に発生する氾濫への注意喚起に活用されるよう周知。

### 堤防決壊情報の確実な共有

- ・堤防の決壊が確認された段階でその事実が確実に市町村に対して伝達されるよう、情報共有体制の確保。
- ・堤防の決壊を水防団等が発見した場合は速やかに河川管理者とも情報共有されるべきこと水防管理団体に改めて周知。

### 公共交通事業者の参画及び連携強化

- ・鉄道事業者をはじめ公共交通事業者については、住民の避難行動に資するだけでなく、その運行が水害後の復興にも関係するため、必要に応じ協議会構成員に加えるとともに、情報伝達など水害時の対応の検討について連携強化。

# 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について(関連通知)

- 各取組に関する感染症への対応については、関係行政機関から対応上の留意点等について通知されているところ。
- 例えば、円滑かつ迅速な避難のための取組に関連する内容として、以下の事務連絡において対応が示されている。

## 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について (R2.4.1,内防等)

- あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど通常の災害発生時よりも**可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用も検討**
- 避難者に対して**手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底し、避難所内については十分な換気に努めるとともに、避難者が十分はスペースを確保できるよう留意する**

## 避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について (R2.4.7,内防等)

- 親戚や友人の家等への避難の検討**
- 自宅療養者等の避難の検討
- 避難者の健康状態の確認
- 発熱、咳等の症状が出たものための専用スペースの確保**
- 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合**

等

## 「避難の理解向上キャンペーン」の実施等について (R2.4.21,内防等)

- 避難に関する普及啓発活動「**避難の理解力向上キャンペーン**」をあらゆる主体が参画し日本全国で展開。  
(例)
  - ・ハザードマップ、避難行動判定フロー、避難情報のポイントの周知
  - ・水害・土砂災害のリスクのある小・中学校における防災教育の支援
  - ・災害時の情報伝達の改善の取組
- ただし、「**三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が生じうる場合は延期または中止を検討。**」

## 新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について (R2.4.28,内防等)

- 都道府県において**各市町村のニーズを把握し、宿泊団体等と連携して避難所の確保が円滑に進むよう支援**
- 軽症者及び無症状者について**宿泊療養のためのホテル・旅館の確保に支障をきたさないよう、関係部局と連携・調整を図る**
- 厚労省及び観光庁より宿泊団体等に対し**受け入れ可能なホテル・旅館等のリスト作成を依頼**

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、  
災害時には、**危険な場所にいる人は避難することが原則です。**

### 知っておくべき5つのポイント

- 避難とは「難」を「避」けること。  
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館ではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**
- **マスク・消毒液・体温計が不足しています。**できるだけ自ら携帯して下さい。
- 市町村が指定する**避難場所、避難所が変更・増設されている可能性があります。**災害時には**市町村ホームページ等で確認**して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険です。**やむをえず車中泊をする場合は、**浸水しないよう周囲の状況等を十分確認**して下さい。

内閣府(防災担当)・消防庁

今のうちに、**自宅が安全かどうかを確認**しましょう!

QRコードと「ハザードマップ」検索ボタン

### 避難行動判定フロー

**スタート!** あなたがとるべき避難行動は?

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。  
※ハザードマップは洪水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を青色に地図です。黄色に塗られているところでも災害が発生する可能性があります。

家がある場所に色が塗られていますか?  
 はい → 色が塗られていなくても、周りと比べて強い土砂や雷のそばなどに住まれている方は、市町村からの避難情報を参考に避難先を確認してください。  
 いいえ → 洪水の危険が顕著で、①河川および家屋が浸水又は破壊してしまう恐れのある②浸水する深さよりも高いところにいる③浸水しても水がひくまで待てる。④火・落石などの備えが十分にある場合は⑤市町村に指示や安全確保することも含められます。

災害の危険があるので、**原則として、自宅の外に避難が必要です。**

ご自身または一緒に避難する方は避難に困難がありますか?  
 はい → 安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいませんか?  
 いいえ → 安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいませんか?

避難レベル3が出たら、安全な避難先や知人宅に避難しましょう(日頃から確認しておきましょう)

避難レベル4が出たら、市町村が指定している指定避難所等に避難しましょう

避難レベル3が出たら、市町村が指定している指定避難所等に避難しましょう

避難レベル4が出たら、市町村が指定している指定避難所等に避難しましょう

※内閣府防災ウェブサイト: <http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

新型コロナウイルス避難生活お役立ちサポートブックの紹介

# 新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック

**STOP COVID-19**

2020年5月11日発行・今後最新情報に基づき、随時更新予定

認定 NPO 法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)  
避難生活改善に関する専門委員会

## 学校や公民館などの避難所生活で、必ず気を付けること

### 1. 避難施設の例

<b>指定避難所</b> 学校を活用した一般的な指定避難所の例です。通常は数百人の収容能力がありますが、避難者同士の間隔をとるようになると、通常より収容できる人数が少なくなります。	<b>小規模避難所</b> 町内会・自治会単位の公民館や集会所などを活用した小規模の避難所の例です。写真の公民館は建物が21坪のため、収容人数は7人程度以下が好ましいと考えられます。	<b>民間施設</b> 地域にある民間施設を活用した避難所の例です。写真の神社は、通常は無人で地域の氏子等が管理しています。拝殿が18坪、社務所が50坪程度のため、収容人数は合わせて20人程度以下が好ましいと考えられます。
---	--	--

### 2. 避難先として考えられる場所と避難施設の役割分担

例えばこのように役割分担するなど、地域の感染拡大状況に応じた仕組みを作りましょう。防災部局や、保健福祉部局が連携して、十分に検討されることが望ましいでしょう。

自宅などの場所が安全・被害が軽い世帯	在宅避難 (自宅、知り合い、親戚宅等)
感染が確認されている人 やむを得ない場合	指定避難所 医療機関、 感染者用の宿泊療養施設 (ホテル・旅館等)
発熱などの感染症状のある人・その世帯 感染が確認されている人の濃厚接触者	指定避難所 有症状者等用の避難所 (ホテル・旅館等を含む)
介護や介助を要する人など	福祉避難所
妊婦・乳幼児・学童のいる世帯、重症化しやすい特病のある人・高齢者 (無症状・生活が自立している人・世帯)	小規模・民間施設の避難所、要配慮者用のホテル・旅館など
その他の被災者	指定避難所など

避難者等の状況に応じた役割分担

## ①緊急速報メールによる洪水情報の提供

### 課題

- 令和元年度より緊急速報メールの配信文章について統一化を図ったが、メール文が長く、重要な情報がわかりづらいなど、緊急速報メールが住民の避難行動に十分に活用されていない可能性があった

### 改善策

- 情報を絞り込み、重要な情報を文頭に記載するなど、短い文章で危機感が的確に伝わるよう文章を見直し

### メール例

#### レベル4相当 氾濫危険情報

河川氾濫のおそれ  
2019/10/12 17:00  
警戒レベル4相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：多摩川の田園調布（大田区）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市区町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります  
(国土交通省)

#### レベル5相当 氾濫発生情報

河川氾濫発生  
警戒レベル5相当

こちらは国土交通省関東地方整備局です

内容：越辺川の東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が溢れ出ています

行動要請：防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください

本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります  
(国土交通省)

#### (有識者等からの意見)

- ・他の緊急速報メールと比べ文章が長い(文字が多いと読まない)
- ・直接的な情報を有していない文は不要
- ・発信者は最後、重要な情報から先にすべき
- ・状況が伝わらない、“氾濫危険水位”の意味もわからない人も多いと思われる
- ・自治体が配信する避難勧告のメールとの違いを明確にすべき

### 改善案

#### 文章を簡潔にするとともに、重要な情報から順に記載

【レベル4相当】  
氾濫発生の恐れ  
警戒レベル4相当

多摩川が氾濫の恐れ

田園調布(大田区)付近で氾濫危険水位に到達、今後さらに水位が上昇し、氾濫が発生する危険があります

安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になるおそれがあります  
(国土交通省)

【レベル5相当】  
氾濫発生  
警戒レベル5相当

越辺川で氾濫が発生

東松山市正代地先、川越市平塚新田地先で堤防が壊れ、河川の水が住宅地などに押し寄せています

命を守るための適切な防災行動をとってください  
(国土交通省)

改善イメージ

## ②大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

### 課題

- 大雨特別警報の「解除」を安心情報と捉えた住民が自宅に戻った後に、上流部で降った雨が下流部に流下し、時間がたってから氾濫が発生。大雨の後に時間差で発生する氾濫への注意喚起が必要

### 改善策

- 大雨特別警報解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表
- メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETTIによる解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況か分かりやすく解説

### 大雨特別警報の切替に合わせて「河川氾濫に関する情報」を発表

今後の水位上昇の見込みなどの「河川氾濫に関する情報」を発表し、引き続き警戒が必要であること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起

国土交通省 常陸河川国道事務所 気象庁 水戸地方気象台

「大雨は峠を越えたが、河川は氾濫のおそれ」

■久慈川  
(氾濫危険：警戒レベル4相当)  
富岡観測所(常陸大宮市)では、当分の間、氾濫危険水位を超える水位が続く見込みであり、氾濫のおそれあり。

楨橋観測所(日立市)では、避難判断水位を超過しており、今後、氾濫危険水位に到達する見込み。

基準観測所	水位状況	今後の見込み
富岡 (常陸大宮市)	氾濫危険水位超過 (レベル4相当)	水位上昇中
楨橋 (日立市)	避難判断水位超過 (レベル3相当)	水位上昇中。氾濫危険水位到達見込み

### メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るため、予め本省庁等の合同記者会見等による周知を図るとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起を実施



## ○大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

- ・気象庁の大雨特別警報解除時に『洪水予報(臨時)』として、下記様式を発表します。
- ・当面はFAXまたはメールにて洪水予報関係機関に周知します。

### 様式 ー2

北上川上流部洪水予報(臨時)				
令和2年7月7日7時7分				
国土交通省 岩手河川国道事務所 気象庁 盛岡地方気象台				
<b>「岩手県の大雨は峠を越えたが、河川の増水、氾濫はこれから」</b>				
<p>岩手県の大雨は峠を越え、大雨特別警報は警報に切り替わりますが、{北上川の洪水はこれからも警戒が必要です / 岩手県などに降った大雨による洪水が、これから北上川の下流に到達します}。天候が回復しても、氾濫が発生するおそれがあるため、洪水への一層の警戒が必要です。</p>				
<p><b>■ 北上川上流部</b>  では、 今後発表する情報に留意してください。</p>				
<b>(最高水位となる時間帯)</b>				
北上川上流部では、今後も水位上昇が継続し、北上川ではこれから6時間後に、磐井川では5～6時間後に最高水位に到達する見込み。				
<b>(最高水位の見込み)</b>				
上流域に降った雨は、50年の洪水に匹敵する200(mm/日)を観測していることから、氾濫危険水位に到達するおそれあり。				
亜川の 井 水位観測所(B県B市)では、当分の間、氾濫注意水位を超える水位が続く見込み。				
宇川の 絵 水位観測所(C県C市)では、水位は上昇中。今後の水位に留意。				
宇川の 尾 水位観測所(D県D市)では、まだ水位上昇していないが、6～12時間後に最高水位に達する見込み。今後の水位に留意。				
香川の 木 水位観測所(E県E市)では、まだ水位上昇していないが、今後水位が上昇していく見込み。				
河川名	水位観測所	水位状況	最高水位予想時間	今後の見込み
あ かわ 亜川	い 井 (B県B市)	氾濫注意水位超過	○日 ○～○時頃 (○～○時間後)	水位低下傾向
う かわ 宇川	え 絵 (C県C市)	今後の水位に留意	○日 ○～○時頃 (○～○時間後)	水位上昇中
う かわ 宇川	お 尾 (D県D市)	今後の水位に留意	○日 ○～○時頃 (○～○時間後)	まだ水位上昇していないが、6～12時間後に最高水位に達する見込み
か かわ 香川	き 木 (E県E市)	—	—	まだ水位上昇していないが、今後水位が上昇していく見込み
<p>発表中の指定河川洪水予報は下記のサイトからご覧いただけます。                  川の防災情報 <a href="http://www.river.go.jp/">http://www.river.go.jp/</a>                  気象庁HP <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a></p>				
<p>問い合わせ先                  水位関係：国土交通省 岩手河川国道事務所 tel:019-624-3166                  気象関係：気象庁 盛岡地方気象台 tel:019-622-7870</p>				

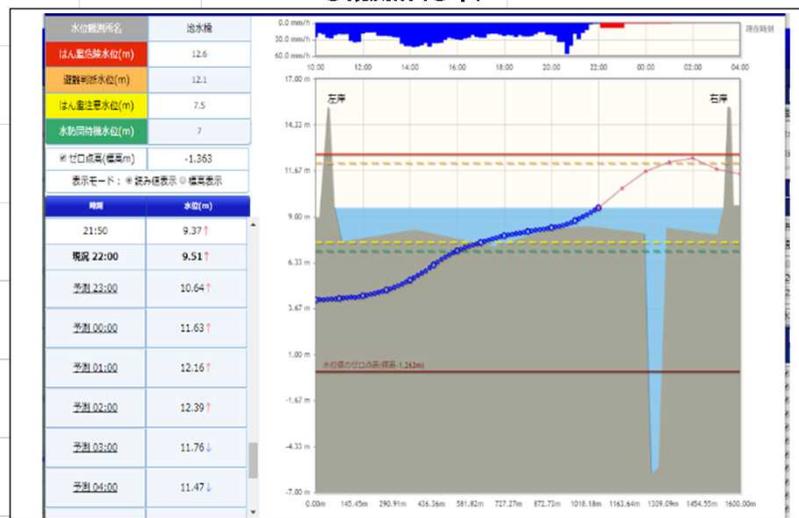
## ○大雨特別警報の警報への切替時の洪水予報の発表

- ・気象庁の大雨特別警報解除時に『洪水予報（臨時）』として、下記様式を発表します。
- ・当面はFAXまたはメールにて洪水予報関係機関に周知します。

### 参考資料



○観測所(○市)



○観測所(○市)



○観測所(○市)

## ○堤防決壊情報の確実な共有

- 令和元年東日本台風等では、全国71河川142箇所ですべて同時多発的な堤防決壊などにより現場が混乱し、決壊箇所の確認や浸水状況(範囲・深さ)の把握に時間を要した。
- また、河川監視カメラの死角や夜間に発生した決壊・越水等の確認や、浸水等による通行止めにより現地に近づくことができず、巡視員等による決壊・越水等の確認が困難であった。
- このような課題を踏まえ、河川監視カメラ、水位計の増設等により洪水監視体制の強化するとともに、越水・決壊等検知センサーやAIカメラによる越水検知等の技術開発を推進。

(現状)



浸水等による通行止めにより現地に近づくことができず、状況把握が困難に

(対応案)



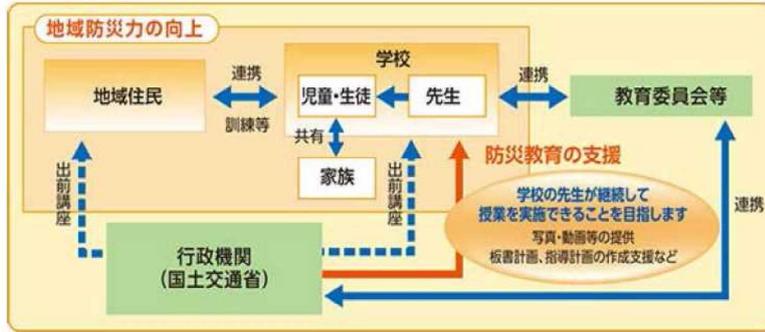
氾濫の危険性が高く、重要施設や人家への影響が大きい箇所への河川監視カメラ、水位計の増設等により洪水監視体制を強化

※北上川の直轄区間では危機管理水位計33基を設置し、運用中です。

※北上川の直轄区間では令和2年度に新たに河川監視用簡易カメラ53基を設置し、運用予定です。

今後のスケジュール		国管理河川	国・都道府県管理河川共通		
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援</li> <li>国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有</li> </ul>			引き続き、防災教育の実施を支援	
学習指導要領改訂 平成29年3月31日	(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間)			(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)	

## 防災教育における支援体制(イメージ)



## 防災教育の支援(例)

### 授業を充実するための資料提供

【子供たちにも分かりやすいイラストを作成】



## ○防災教育に活用できる参考教材サイト

- ・(内閣府) 警戒レベルに関する映像資料 (令和元年度作成)  
[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)
- ・(気象庁) 防災教育に使える副教材・副読本ポータル  
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/fukukyousai/index.html>
- ・(国土交通省) 防災教育ポータル ← 参考資料-2 P.6.7参照  
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>
- ・(文部科学省) 学校安全ポータルサイト  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

## ○教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化

### ★北上川(上流)水防災学習プログラムを活用した試行授業

北上川(上流)水防災学習プログラム  
小学校5年生 総合的な学習  
小単元「災害に備える」(案)



原の働きかけ	教材解説
<p>児童生徒が、命の危険を認識することも重要</p> <p>「まっさら」状態から、避難したことがない状態であること、避難したとしても避難経路には注意しないこと</p>	<p>【教材①】水害の多発(カスリン、アイランド)</p> <p>【教材②】カスリン発災時の地域の写真</p> <p>【教材③】カスリン発災時の写真</p>
<p>防災に関するものは、必ずしも「命を守る」だけでなく、命を守るための準備(避難経路の確認)も必要であること、避難経路を確認する重要性</p>	<p>【教材④】避難経路の確認</p> <p>【教材⑤】避難経路の確認</p>
<p>避難経路がくずれやすい状態であることを認識し、避難経路を確認する</p>	<p>【教材⑥】避難経路の確認</p> <p>【教材⑦】避難経路の確認</p>
<p>避難経路を確認する(避難経路の確認)</p>	<p>【教材⑧】避難経路の確認</p> <p>【教材⑨】避難経路の確認</p>



H30年10月  
奥州市立姉帯小学校

今後も継続的にリスクや防災に関する知識の普及や、防災に関する知識習得を図るため、教育関係者と連携・協力し、協議会の関係市町において指導計画(案)による授業を継続し、防災教育の促進を図る。

平成31年3月に当減災協議会の構成員を通じ、市町の教育委員会に『指導計画(案)CD』を配布しています。

○国土交通省 防災教育ポータル



防災教育ポータル



最新の取組

トピックス

学年別・分野別の事例

教材集

授業の参考資料

伝わりやすい写真やイラスト

素材

これから始める際の進め方

手引き

防災教育コラム

防災教育に取り組んでおられる  
様々な方面の方によるコラムを  
リレー形式で連載していきます。



第1回

防災教育ポータルに  
期待すること

日本体育大学大学院研究科長 角屋重樹

新着情報

P12 上段参照

令和2年5月20日

「教員のための防災教育ブックレット」が公開されました（令和2年5月）手引きのコーナーにも追加しました！

令和2年5月18日

小学生向け動画「小学5年生 流れる水の動きと土地の変化」を公開しました！トピックスをご覧ください。

令和2年4月23日

小学生向け「避難行動判定フロー」が公開されました。

令和2年4月13日

○国土交通省 防災教育ポータル（子供向け、防災教育動画）



制作：国土交通省 水管理・国土保全局

子どもたちが水害がおきた時の危ない場面を知って、命を守るための行動とふだんからの備えについて学べる動画です。  
（ダイジェスト版：8分、詳細版：24分）



制作：中部地方整備局

土砂災害から身を守るため、児童が自ら避難行動について考えるきっかけとなるよう、映像教材「水防団の神様～山からの知らせ～」を作成しました。（動画時間：13分）

※その他、先生向け動画の「防災教育の実践例 ～小学生 社会・理科～」や小学生向け動画の「小学5年生の理科～流れる水の動きと土地の変化～」などもあります。

## ○教員のための防災教育ブックレット(小冊子)の紹介

### 教員のための防災教育ブックレットを共同作成 ～「いのちを守る防災教育」の推進のために～

国立大学法人宮城教育大学と国土交通省東北地方整備局は、防災・減災の取り組みの一環として、「いのちを守る教員のための防災教育ブックレット」を共同作成により刊行しました。

台風第19号など災害が激化するなかで、防災教育の重要性はさらに高まっています。本ブックレットを教員が活用することで、**将来を担う生徒の防災理解力が向上し、「いのちを守る防災教育」の推進に繋がることを期待しております。**

#### 1. ブックレットのねらいと構成

##### ●防災教育における教員への支援体制を構築

学校での防災教育の現場では、防災副読本などの資料が充実する一方で、教科単元のなかはどう位置づけて、どのような教材をどこから入手すればよいか、どこに力点を置いて知識・能力を身につけさせるべきかなど、ゼロからの授業づくりが容易でない実態がありました。  
本ブックレットにより教員の指導力向上の一助となり、児童・生徒の理解力向上に繋がることを目的としています。

#### 2. ブックレットについて

- ・小・中学校の教員向けを対象としています。
- ・A4版 54ページ(表紙等含む)
- ・授業で活用できるイラスト等の「ロード」サイト、「バードマップ」の確認方法も紹介しています。
- ・以下のサイト内で、ブックレットPDFデータ及び関連資料をダウンロード可能です。  
「<http://drr.miyakyo-u.ac.jp/eduport/>」  
〔宮城教育大学 教員のための防災教育〕で検索可
- ・冊子版が必要な方は、下記の宮城教育大学の問い合わせ先までご連絡ください。

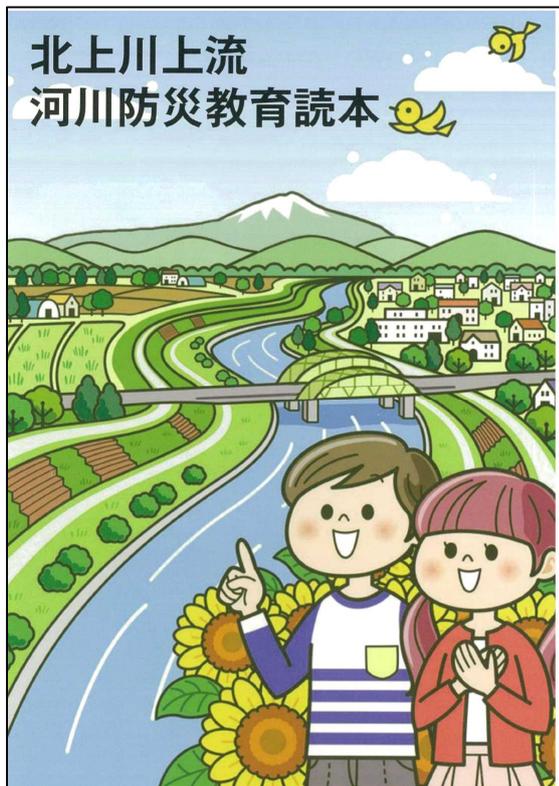


〔記者発表会〕宮城県記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、青森県記者会、岩手県記者クラブ、秋田県記者会、山形県記者クラブ、福島県記者クラブ

〔防災教育ブックレットの内容・入手に関する問い合わせ先〕  
国立大学法人宮城教育大学 〔022-214-3296〕  
防災教育研修機構 小田・齋藤  
〔本記者発表に関する全般的な問い合わせ先〕  
国土交通省 東北地方整備局 〔022-225-2171〕  
防災室 須藤・千葉(内線 2152・2163)



## ○北上川上流河川防災教育読本の紹介



### 防災情報

ふだんから最新情報をチェックしましょう！

**川の防災情報**

国土交通省  
河川の水位、雨量の状況や洪水予報の発表、浸水想定区域図などの確認ができます。  
<http://www.river.go.jp/kawabou/pTopGaikyoo.do>

**天気防災情報**

気象庁  
天気予報、台風、気象警報・注意報や気象衛星画像など気象に関する観測情報を確認できます。  
<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>

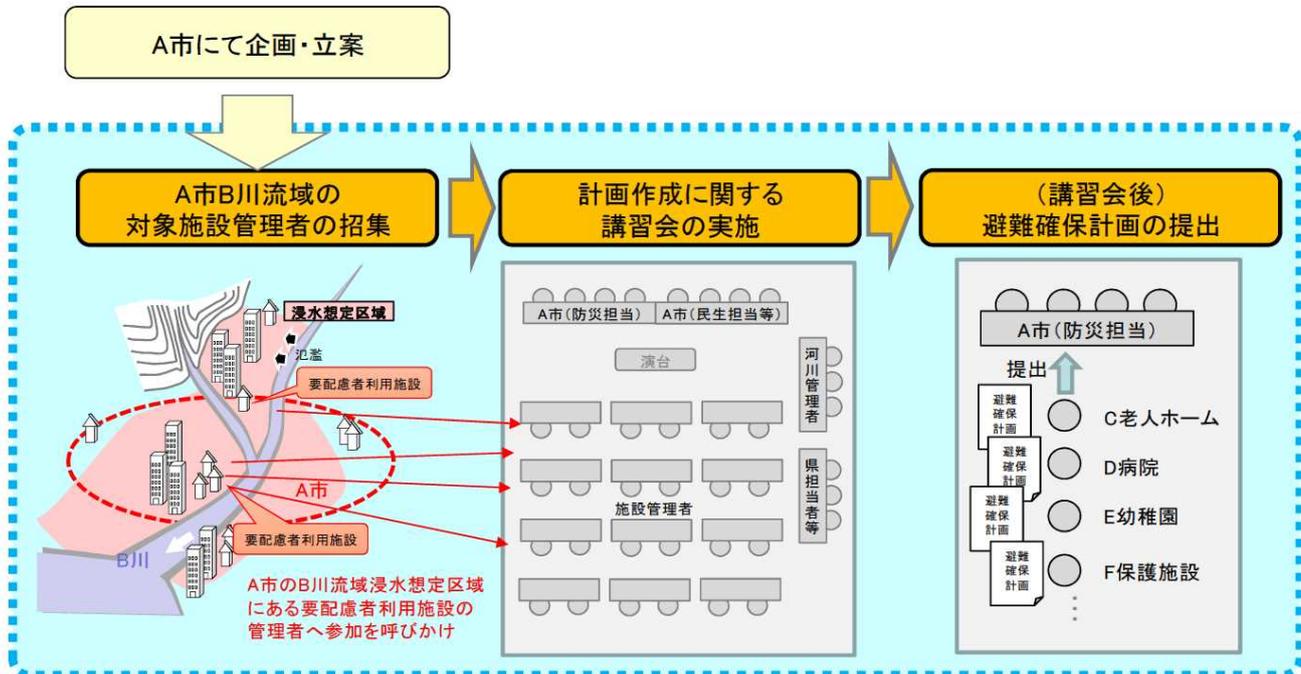
国土交通省 東北地方整備局  
**岩手河川国道事務所**  
Iwate River and National Highway Office.  
〔一社〕東北地域づくり協会の「あちのく国づくり支援事業」の助成により印刷しました。

※岩手河川国道事務所の出前講座で活用しています。

## ○避難確保計画作成に向けた講習会プロジェクトの推進

市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の企画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施し、その後各施設の管理者が計画作成を行い、同講習会において計画の提出を受けることで、効果的・効率的な計画作成を推進

【講習会運営フロー】 ← 参考資料-2 P8参照



## ○避難確保計画作成に向けた講習会プロジェクトツール

メニュー	自衛水防(企業防災) トップ	地下空間の浸水対策	要配慮者利用施設の浸水対策	工場・事務所等の浸水対策	災害情報普及支援室一覧
------	----------------	-----------	---------------	--------------	-------------

### 自衛水防(企業防災)について 要配慮者利用施設の浸水対策

浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成など、水害に備えた対応が必要となります。ここでは、要配慮者利用施設の避難確保計画作成に役立つ情報を紹介しています。



#### 講習会プロジェクト

- 避難確保計画作成講習会の概要 (PDF:495KB)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた講習会開催マニュアル (PDF:4.12MB)
- <活用ツール>
  - ・ 活用ツール①: 講習会開催の案内文、送付資料等WORD:4.21MB
  - ・ 活用ツール②: 講習会準備のチェックリストWORD:46KB
  - ・ 活用ツール③: 説明資料フォーマット(基本方式前期)PPT:28.31MB
  - ・ 活用ツール④: 説明資料フォーマット(基本方式後期)PPT:5.76MB
  - ・ 活用ツール⑤: 説明資料フォーマット(実践方式)PPT:58.97MB
  - ・ 活用ツール⑥: 説明資料フォーマット(簡易方式)PPT:47.90MB
  - ・ 活用ツール⑦: ワールドカフェ司会進行表(案)WORD:41KB
  - ・ 活用ツール⑧: Q&A PDF:128KB
- 一括ダウンロード (ZIP:139.44MB)
- 以前のバージョンはこちら (ZIP:7.97MB)

国土交通省HP参照

## ○避難確保計画の手引きの改定(令和2年6月2日)

国水環防第8号  
国水地第1号  
令和2年6月2日

岩手県県土整備部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
国土交通省 水管理・国土保全局  
砂防部 砂防計画課 地震・火山砂防室長  
(公 印 省 略)

### 避難確保計画作成の手引きの改定について

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」とする）、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下、「管理者等」とする）に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられているところです。

水防法、土砂災害防止法、津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画作成の一助となるよう、従前より作成にあたっての手引きについて、通知・周知しているところですが、今回、更なる利便性の向上のため、内容の改定ならびに対象災害別（洪水・内水・高潮、土砂災害、津波）に分かれていた手引きの統合（別添）を行いましたので、お知らせいたします。ついては、貴管内市町村に周知するとともに、貴管内関係市町村に対し、管理者等への周知方取り計らわれるようお願いいたします。

また、本手引き及び既にお知らせしている「「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」の周知及び点検の実施について」（H29.6.19付国水環防第5号及び国水砂第10号）を活用し、管理者等において適切に避難確保計画が作成されるよう、貴管内市町村と連携して適切な対応をお願いいたします。

なお、水害に関しては全国の国土交通省河川関係事務所内の「災害情報普及支援室」において、また、土砂災害に関しては国土交通省砂防関係事務所において、施設管理者等による避難確保計画の作成、訓練の実施等に対する技術的助言を行っておりますので適宜ご活用ください。

<災害情報普及支援室一覧（全国の相談窓口）>

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html>

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村（内線 35439）

津波水防係長 太田（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 大山（内線 36152）

地震対策係長 土門（内線 36154）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

## ○避難確保計画の手引きの改定(令和2年6月2日)

洪水 <span style="float: right;">様式 2</span>	洪水 <span style="float: right;">記載例</span>																																
<p>4 防災体制</p> <p>防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達委員、避難誘導委員が避難誘導等の活動を行う。</p> <p>【防災体制確立の判断時期及び役割分担】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>体制確立の判断時期</th> <th>体制</th> <th>活動内容</th> <th>対応班(要員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fff9c4;">注意 レベル2 体制確立</td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fff9c4;">警戒 レベル3 体制確立</td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fff9c4;">非常 レベル4 体制確立</td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> <td style="background-color: #fce4d6;"></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>レベル2 注意体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害モードへ気持ちを切り替える。</li> <li>気象情報等の収集を行う。</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>レベル3 警戒体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所へ避難する準備を行う。</li> <li>要配慮者の避難誘導を開始する。</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>レベル4 非常体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内全体の避難誘導を開始する。</li> </ul> <p>※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。</p> <p>※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。</p> <p>大型台風</p> <div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>	体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)		注意 レベル2 体制確立				警戒 レベル3 体制確立				非常 レベル4 体制確立			<p>4 防災体制</p> <p>解説編 第1章1.3(2) 防災体制の判断基準の設定</p> <p>《自衛水防組織を設置する場合》 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。</p> <p>《自衛水防組織を設置しない場合》 防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達委員、避難誘導委員が避難誘導等の活動を行う。</p> <p>【防災体制確立の判断時期及び役割分担】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>体制確立の判断時期</th> <th>体制</th> <th>活動内容</th> <th>対応班(要員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意警報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫注意情報発表</td> <td style="background-color: #fff9c4;">注意 レベル2 体制確立</td> <td>洪水予報等の情報収集</td> <td>総括・情報班(情報収集伝達委員)</td> </tr> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫警戒情報発表</td> <td style="background-color: #fff9c4;">警戒 レベル3 体制確立</td> <td>洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導</td> <td>総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員) 総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員)</td> </tr> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫危険情報発表</td> <td style="background-color: #fff9c4;">非常 レベル4 体制確立</td> <td>施設内全体の避難誘導</td> <td>避難誘導班(避難誘導委員)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>レベル2 注意体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害モードへ気持ちを切り替える。</li> <li>気象情報等の収集を行う。</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>レベル3 警戒体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所へ避難する準備を行う。</li> <li>要配慮者の避難誘導を開始する。</li> </ul> <p>↓</p> <p><b>レベル4 非常体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内全体の避難誘導を開始する。</li> </ul> <p>※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。</p> <p>※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。</p> <p>大型台風</p> <p>大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、避難に関する準備をし、早めに避難を開始する。また、協定を締結した地域の企業等と連携して早めに避難を開始する。</p> <p>〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援(詳細は協定書参照)</p>	体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)	以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意警報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達委員)	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫警戒情報発表	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員) 総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員)	以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導委員)
体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)																														
	注意 レベル2 体制確立																																
	警戒 レベル3 体制確立																																
	非常 レベル4 体制確立																																
体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班(要員)																														
以下のいずれかに該当する場合 ・洪水注意警報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫注意情報発表	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班(情報収集伝達委員)																														
以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始の発令 ・洪水警報発表 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫警戒情報発表	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員) 総括・情報班(情報収集伝達委員) 避難誘導班(避難誘導委員)																														
以下のいずれかに該当する場合 ・避難勧告又は避難指示(緊急)の発令 ・〇〇川(〇〇地点) 氾濫危険情報発表	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班(避難誘導委員)																														

※洪水・内水、高潮・津波、土砂災害の3つが統合されています。

※作成者が計画策定時に作成しやすいように、右側の記載例(見本)が画面に明示されます。

○ マイ・タイムライン検討の普及のために、国土交通省は現在以下のような支援を実施している。

- ①流域単位での講習会の開催
- ②教材の作成

## ①流域単位での講習会の開催



市区町村職員への研修



防災士等への講習会

## ②教材の作成



### 【概要】

マイ・タイムラインの普及を促進するために市区町村職員等を対象に、研修会を実施

### 【事例】

- ・長野県長野市
- ・新潟県小千谷市
- ・岡山県倉敷市
- ・福岡県直方市
- ※流域内近隣市町村も参加

### 【概要】

気象・防災等に関して専門的知見を有し、分かり易く指導・説明できる気象キャスターが講師を行い、マイ・タイムライン講習会を実施

### 【事例】

- ・新潟県小千谷市
- ・秋田県横手市
- ・福岡県直方市
- ※流域内近隣市町村も参加

## 北上川上流大規模氾濫減災協議会での取組 マイ・タイムライン講習会の開催(平泉町)



水防災ワークショップでのマイ・タイムライン  
(平成30年11月 平泉町)



マイタイムライン記入

※岩手河川国道事務所では市町村が開催する『マイ・タイムライン講習会』を支援します。

## ○マイ・タイムラインかんたん検討ガイド等について

国水環防第11号  
令和2年6月26日

岩手県県土整備部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課 水防企画室長  
(公印省略)

マイ・タイムラインかんたん検討ガイド等について (通知)

洪水ハザードマップが、水害時に住民等の避難に活用されるためには、平時より様々な機会を捉えて、その理解の促進を図ることが重要です。住民一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせ、いつ、何をやるのかをあらかじめ時系列で整理した個人毎の防災行動計画である「マイ・タイムライン」を住民自らが作成することもその一助となるところであり、その取り組みは全国の自治体へ広がっています。

こうした現状を踏まえ、マイ・タイムラインの更なる普及・啓発に向け、有識者の方々より意見を伺い、「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」及び「マイ・タイムライン検討のためのワークショップの進め方」を作成しましたので、通知します。

貴管内市町村への周知とあわせて、マイ・タイムラインの取組が進むよう引き続き支援方よろしくお願ひします。

記

### 1. 資料

- ・マイ・タイムラインかんたん検討ガイド
- ・マイ・タイムライン検討のためのワークショップの進め方【～ワークショップ虎の巻～】
- ・マイ・タイムラインガイド【Ver.1.0】(参考資料)

### 2. 掲載先

国土交通省 Web ページ

[https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/timeline/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/timeline/index.html)

以上

命を守るための、“知る”、“気づく”、“考える”。

# MYTIMELINE

「避難」とは、「難」を避け安全を確保すること。

マイ・タイムライン

## かんたん 検討ガイド

普及のための手引き [ステージ1]



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure and Transport

Fail to  
escape



「逃げ遅れゼロ」実現のために、  
マイ・タイムラインを多くの人へ。

## マイ・タイムラインとは About MY TIME LINE

マイ・タイムラインとは、洪水のような進行型災害が発生した際に、  
「いつ」、「何をするのか」を整理した個人の防災計画です。

台風の接近などによって河川の水位が上昇した場合などに、

住民一人ひとりがとる防災行動を時系列に整理し、

あらかじめ取りまとめておくことで、急な判断が迫られる災害時に、

自分自身の行動のチェックリスト、

また判断のサポートツールとして役立つことができます。

各地で毎年のように大規模な洪水が発生し、すでに異常気象が日常となりつつある今、

「自分の命も、家族の命も自ら守る」という意識を持つことが必須となってきました。

この“かんたん検討ガイド”では、洪水からの「逃げ遅れゼロ」を目指し、

マイ・タイムラインの作成をサポートします。

### まずは、マイ・タイムラインの 基本の“き”から 検討をスタート！

ひとえに「洪水リスク」といっても、発生過程や時々の住民の状況によって、逃げ方や対処方法は変化します。しかし、あらゆる状況を一度にシミュレーションするのは簡単ではありません。そこで、マイ・タイムラインの検討段階を「ステージ1～3」までの3段階に分け、「ステージ1」の検討結果を基に、「ステージ2」、「ステージ3」の検討を住民一人ひとりが自ら考え、進めていくことを促すことが重要です。本検討ガイドでは、「ステージ1」の検討方法について分かりやすく解説していきます。

[マイ・タイムライン検討の3つのステージ]

#### ステージ1

洪水リスクを知り、1つの状況で  
基本的な逃げ方を考える



#### ステージ2

洪水について、  
異なる状況ごとの  
複数の逃げ方を考える



夜間  
だったら？  
休日  
だったら？  
職場に  
いたら？

#### ステージ3

洪水以外の  
災害リスクも考慮して、  
複数の逃げ方を考える



土砂災害が  
起きたら？  
内水氾濫が  
起きたら？

各ステージを「我がこと」として考えることが、マイ・タイムライン検討のゴール！

河川水位は急激に上昇することもありますので、ご注意ください

マイ・タイムラインの検討は、洪水ハザードマップなどを用いて居住地などの自ら関係する水害リスクや入手する防災情報を“知る”ことから始まり、避難行動に向けた課題に“気づく”こと、どのように行動するかを“考える”ことを促します。その結果を以下のように整理していきましょう。

常総市 根新田地区 ○○家 鬼怒川マイ・タイムライン		作成年月日 2020年 2月 12日	
<p>①</p> <p>3日前</p> <p>2日前</p> <p>1日前</p> <p>半日前</p> <p>-5h</p> <p>-3h</p> <p>0h</p>	<p>②</p> <p>行政情報 (黒:気象・水害情報 青:下館河川事務所 緑:常総市)</p> <p>○台風予報</p> <p>台風に関する栃木県、茨城県気象情報(随時) <b>警戒レベル1</b></p> <p><b>大雨注意報・洪水注意報</b> <b>警戒レベル2</b></p> <p>○台風に関する今後の見通し ◇大雨警報・洪水警報 上流域(日光等)での大雨特別警報</p> <p>水防団待機水位到達 氾濫注意水位到達 洪水予報発表(氾濫注意情報)</p> <p>○要支援者施設に洪水予報(氾濫注意情報)を伝達 ○避難所の開設 ◇暴風警報</p> <p><b>避難判断水位到達</b> <b>警戒レベル3相当</b></p> <p>洪水予報(氾濫警戒情報)発表 避難準備・高齢者等避難開始を発令</p> <p><b>氾濫危険水位到達</b> <b>警戒レベル4相当</b></p> <p>洪水予報発表(氾濫危険情報) 緊急速報メール(河川氾濫のおそれがある情報) 避難勧告又は避難指示(緊急)を発令</p> <p><b>氾濫が発生</b> <b>警戒レベル5相当</b></p> <p>洪水予報(氾濫発生情報) 緊急速報メール(氾濫が発生した情報)</p>	<p>住民等(例)</p> <p>○テレビの天気予報を注意 ○家族全員の今後の予定を確認 ○マイ・タイムラインを確認</p> <p>○防災グッズの準備(不足があれば買い出しへ) ○1週間分の薬を病院に受け取りに行く</p> <p>○家の周りに風で飛ばされないようなものはないか確認</p> <p>○テレビ、インターネット、携帯メール等で雨や川の様子に注意</p> <p>○家族全員の今後の予定を確認 ○携帯電話の充電</p> <p>○ハザードマップで避難場所、避難手段を確認</p> <p>○隣の親戚の家に家族みんなで避難することを電話 ○携帯電話の充電</p> <p>○川の水位をインターネットで確認 ○通行止め情報がないかインターネットで確認</p> <p>○川の水位をインターネットで確認 ○テレビで洪水予報の確認</p> <p>○隣の避難の開始を判断 ○携帯メール等で避難準備情報の受信 ○移動に時間のかかる人は、市内の指定避難所への避難の開始を判断 ○隣の避難完了 ○市内の高台への避難の開始を判断</p> <p>○川の水位をインターネットで確認 ○市内の高台への避難を完了 ○市内の指定避難所への避難を完了 ○テレビで洪水予報の確認</p> <p>○携帯メールで緊急速報メールを受信 ○携帯メールで避難勧告、避難指示を受信 ○自宅内の浸水が想定されない場所で身の安全を確保</p> <p>○テレビで洪水予報の確認 ○携帯メールで緊急速報メールを受信</p>	<p>POINT 1</p> <p>災害の発生時点を「ゼロ・アワー」と定めます。「ゼロ・アワー」から時間を遡り、個々の防災行動を実施するタイミングと防災行動に必要な時間を整理していきます。</p> <p>POINT 2</p> <p>地域のハザードマップやタイムラインなどを確認し、どのタイミングでどのような情報が得られるのかを整理します。なお、河川水位は、突然上昇することもありますので、継続的に河川水位に注意しましょう。</p> <p>POINT 3</p> <p>事前準備、避難開始までの行動、身の安全の確保という流れで、それぞれの時期に行う内容を検討します。</p> <p>POINT 4</p> <p>防災気象情報をどのように得るのか、あらかじめ取得方法を確認しておきます。</p> <p>POINT 5</p> <p>災害後に避難生活がつづくことも想定し、事前の備えをしておきます。</p> <p>POINT 6</p> <p>災害情報と照らし合わせ、避難を開始するタイミングを明確にしておきます。</p> <p>各市区町村の「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」を活用</p> <p>自分自身が防災行動を起こすタイミングとして、多くの住民が行政情報をトリガーと考えます。このため、マイ・タイムラインの検討を行う際には、各市区町村が策定した「避難勧告等の発令に着目したタイムライン」に照らし合わせ、住民一人ひとりが行動を決めていくことで、円滑なマイ・タイムラインの検討が可能となります。</p>

\*茨城県常総市の住民が作成したマイ・タイムラインを例に作成 ※時間はあくまで想定です。

\*河川の水位の上昇速度は、雨の降り方や河川の規模により異なりますので、時間の設定には、河川管理者等と相談して決めることが大切です。

☑ この内容の整理をしっかりと！

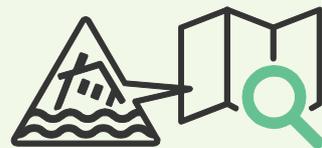
- 住んでいる地域には、どのような水害リスクがあるのか
- 水害リスクに対して、どのような避難行動をとれば良いのか
- どのタイミングで避難行動をとることが望ましいのか

川に関する情報 <http://www.river.go.jp/>

パソコン、スマートフォン・携帯電話で、川の防災情報ホームページにアクセスすると、水位観測所のリアルタイム情報、河川の洪水予報を確認できます。



## 洪水ハザードマップを確認して、 地域の水害リスクをチェック

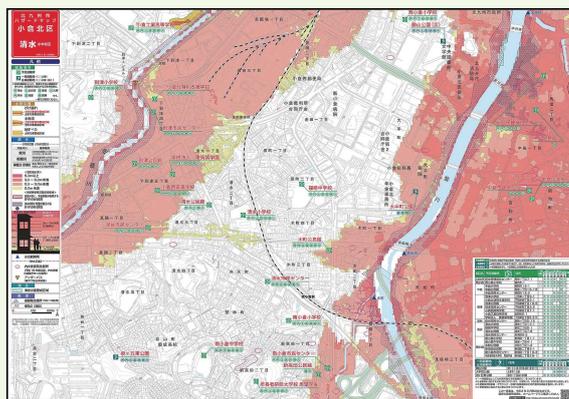


マイ・タイムラインの検討過程では、洪水ハザードマップを活用し、住民一人ひとりが自分自身の置かれている環境を再認識し、それぞれの人に合った避難に必要な情報・判断・行動を把握することが重要となります。

しかし、検討対象となる住民一人ひとりの水防災に関する知識・意識・経験は異なり、また、洪水ハザードマップの内容を十分に理解していない住民も少なくありません。

我が身の水害リスクを認識することが、  
早めの避難の明確な動機づけにつながります。

[STEP1]ではまず、住民と同じ目線で、浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域などの水害リスク情報について確認し、住民自身が水害リスクを知ることができる場をつくる必要があります。その際に、洪水ハザードマップと併せて、氾濫シミュレーションを地図上にアニメーションで表示できる「浸水ナビ(地点別浸水シミュレーション検索システム)」や、国土地理院が提供している「治水地形分類図」、地形の高低が分かる「色別標高図」を活用することも有効です。また、実際の洪水被害の写真や映像、その地域で昔水害があったことを知る人の体験談なども共有することで、住民一人ひとりが水害リスクについてリアリティを持って“我がこと化”することができ、避難行動の動機づけにつながります。



【水害ハザードマップ参考例】

北九州市の学区区単位のハザードマップ

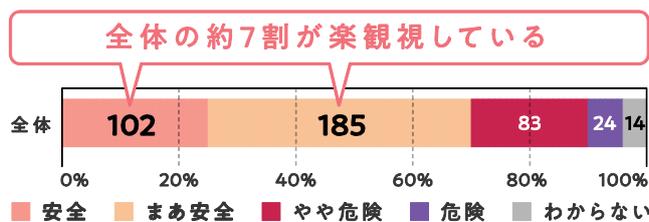
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000833858.pdf>



## 約7割の住民が、 地域の洪水危険性を楽観視。

平成30年7月豪雨時の大雨特別警報発表地区(一部)の在住者を対象に、災害リスクの調査を行ったところ、洪水の可能性がある「低地」居住者の約7割が、居住地の洪水危険性を楽観視していたことが分かりました。

【災害リスクの調査】 Q.移住地の洪水危険性は



出典:平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ第1回「資料4」(平成30年10月16日)静岡大学 牛山教授による調査結果より

## ハザードマップの内容を 理解している住民は、 全体のわずか2割程度!

平成30年7月豪雨において被災した岡山県倉敷市真備地区において、ハザードマップに関する調査を実施。倉敷市では、ハザードマップを各戸配布等の周知施策も実施しており、その存在の認知率は75%と高かったものの、内容をしっかりと理解している人はわずか24%に過ぎませんでした。

【ハザードマップに関する調査】

Q.ハザードマップについて知っていますか?



出典:平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ第1回「資料4」(平成30年10月16日)兵庫県立大学 阪本准教授による調査結果より

## 洪水時に得られる情報と、 防災行動を時間軸で考える重要性を学ぶ



[STEP 2]では、上流部の降雨や水位などの防災情報とその入手方法と共に、タイムラインの基本的な考え方を住人一人ひとりに理解してもらいます。突発的に発生する地震とは異なり、水害は時々刻々と進行する進行型災害であることの気づきを促し、時間軸で防災行動を考える重要性を伝えます。

水害時に発令される警報などの種類を知り、その読み解き方を理解することが重要です。

各自治体が鋭意取り組んでいる対象河川の雨量や水位観測所のデータなど防災情報の取得方法を伝えると共に、それらの情報の読み解き方も住民に理解してもらう必要があります。また、水害発生時に発令される警報の種類や、それぞれの警報が表す危険度についても正しく理解できるようにしていくことで、適切なタイミングでの避難を促します。

### ⚠️ 5段階警戒レベルに応じて発表される防災気象情報とその活用例

警戒レベル	気象庁等の情報	避難行動(とるべき行動)
小 level 1	<input type="checkbox"/> 早期注意情報(警報級の可能性)	災害への心構えを高める
level 2	<input type="checkbox"/> 大雨注意報洪水注意報 <input type="checkbox"/> 大雨警報に切り替える可能性が高い注意報 <input type="checkbox"/> 高潮注意報 <input type="checkbox"/> 注意(注意報級) <input type="checkbox"/> はん濫注意情報	ハザードマップ等で避難行動を確認
危険度 level 3	<input type="checkbox"/> 大雨警報・洪水警報 <input type="checkbox"/> 高潮警報に切り替える可能性が高い注意報 <input type="checkbox"/> 警戒(警報級) <input type="checkbox"/> 氾濫警戒情報	土砂災害警戒区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方は、避難準備が整い次第、避難開始。高齢者等は速やかに避難
level 4	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報 <input type="checkbox"/> 高潮警報 <input type="checkbox"/> 高潮特別警報 <input type="checkbox"/> 非常に危険 <input type="checkbox"/> 極めて危険 <input type="checkbox"/> はん濫危険情報	速やかに避難 避難を完了
大 level 5	<input type="checkbox"/> 大雨特別警報 <input type="checkbox"/> はん濫発生情報	災害がすでに発生しており、命を守るための最善の行動をとる

### 避難行動に向けた 課題に“気づく”ための ワークショップを！

▶ワークショップについて詳しくはP6へ

マイ・タイムラインは個人に紐付き検討されるものですが、避難行動に向けた留意点や課題を一人ですべて想定するのは簡単ではありません。住民同士の積極的な意見交換が生まれる場を行政が主体となり設定していくことで、留意点や課題への新たな“気づき”が生まれるとともに、「自助」から「共助」への意識の変化や地区防災計画の検討への発展も期待できます。

## 洪水時の具体的な行動をシミュレーション



[STEP1]で学んだ自分が暮らす地域の水害リスクと、[STEP2]で理解した水位の上昇に伴い発信される情報を基に、個人の具体的な避難行動をマイ・タイムラインに落とし込みます。安全に避難するためにどのような順序で防災行動を行うべきかを、避難勧告等の行政が発信する情報のタイミングに合わせて考えていきます。また、乳児や高齢者、ペットがいるご家庭では早めの避難を心がけるなど、住民それぞれの状況に合わせたプランニングが重要です。

### いつ

- 台風の予報が出たら
- 大雨・洪水注意報が出たら
- 大雨・洪水警報が出たら
- 洪水予報が出たら
- 避難判断水位に到達したら
- 緊急速報メールを受信したら etc...

### 何を

- どう避難するかをチェック
- 私の家族の安否を確認
- 避難開始
- 近所に声がけ
- 水位をインターネットで確認
- 携帯電話を充電
- 祖父の薬の用意 etc...

## 親戚や友人宅への移動も避難方法のひとつ。

多くの住民は「避難」と聞くと、自治体が指定している避難所に避難することを想像してしまいがちですが、「避難」とは、安全を確保することです。そのため、洪水の場合は、地震とは違い、洪水ハザードマップを確認し、浸水しない場所を避難先と考えることができるため、必ずしも市区町村が指定する避難場所だけではないことを住民に理解してもらうことも大切です。

## 事前の“知る”、“気づく”、“考える”で、いざという時の“行動する”をスムーズに。

マイ・タイムラインの検討は、洪水ハザードマップ等を用いて居住地などの自ら関係する水害リスクや入手する防災情報を“知る”ことから始まり、避難行動に向けた課題に“気づく”ことを促し、どのように行動するかを“考える”場面を創出することが重要です。また、マイ・タイムラインを一度作成しただけで安心せず、日常的に“知る”、“気づく”、“考える”という習慣づけをし、マイ・タイムラインのアップデートを繰り返すことで、有事の際に正しい判断のもと、的確な行動をとれるようになります。

## 「我がこと」として考えることが重要！

### 知る



居住地などの水害リスクを日頃からチェック！

### 気づく



避難行動の妨げになる課題を事細かに確認！

### 考える



状況に合わせた複数の避難パターンを想定！

[万が一の非常時には]

ためらわずに行動を！



## 「自助」から「共助」への展開で、新たな気づきと、地域全体の防災力の向上を。

マイ・タイムラインの検討をワークショップ方式で行うことにより、住民同士の意見交換を通して、ひとりでは気づけなかった「避難の備えやタイミング」、「避難場所の選定や逃げ方」を知ることができます。このため、ワークショップ方式による検討の場合は、居住環境や洪水リスクが比較的似ている住民を同じテーブルにするなどの工夫を行いましょう。行政の人間が一方向的に講義を行うのではなく、住民と一緒に考えるスタンスでワークショップを進行することで、活発な意見交換がなされるようになります。また、状況に応じて参加者各々に寄り添って検討を援助する進行補助員を配置することも重要です。



※平成29年2月に撮影したものです。今後は新しい生活様式にのっとり、工夫して行う必要があります。

### 8割以上の人 マイ・タイムライン検討の有効性を実感

令和元年度に実施した各地の検討会に参加した住民を対象に行ったアンケート調査では、多くの住民が、洪水からの逃げ遅れに対して「有効だと思う」と回答。自由記入欄に記載された意見からは、自分自身だけでなく地域の方の意見を参考にしながら計画を立てることの大切さを実感したという前向きな内容が多く見られました。

### 地域のマイ・タイムラインリーダーを育成して、より効率的に！

マイ・タイムラインの検討を市区町村で広めていくためには、地域住民の中に、マイ・タイムラインの検討をサポートする人材(マイ・タイムラインリーダー)を確保することが有効です。マイ・タイムラインリーダーは、平時に地域住民に対しての検討を支援するだけでなく、災害時に多くの住民が早めの避難行動をとれるよう地域への声かけや避難に関する情報を拡散するなど避難インフルエンサーとしての役割も期待でき、地域の防災力向上の要としての活躍が大いに期待されます。マイ・タイムラインリーダーには、自主防災組織や自治会の会長のような防災時にリーダーとなれる人で、防災士のような情報リテラシーに長けた人が適任です。

#### [検討会に参加した住民へのアンケート]

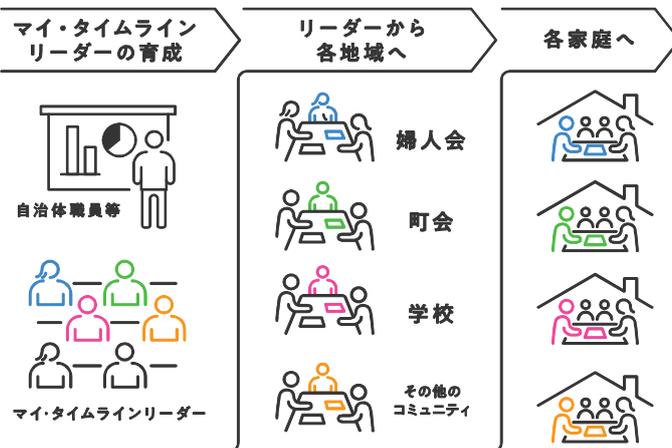
Q.洪水からの逃げ遅れに対してマイタイムラインは有効だと思いますか？



#### [自由記入欄回答例]

- ・実際に洪水が起きる時にどう動けば良いかシミュレーションできるから。
- ・この作成活動により「行動する必要性」を認識する大切さが分かるのでは、と思います。
- ・私たちは関係ないと思っている人が多いと思うので、自覚をうながすためにもとても良い試みだと思う。

#### [マイ・タイムラインリーダー普及イメージ]





### マイ・タイムラインの有効性に関する動画

マイ・タイムラインの概要を分かりやすく動画で解説。マイ・タイムラインが無い場合と、マイ・タイムラインがある場合の行動の違いをアニメーションで分かりやすく紹介しています。また、過去に起きた水害の記録映像も収録されており、住民のマイ・タイムライン検討の動機づけにも役立つ動画となっています。



マイ・タイムラインで逃げ遅れゼロ  
～洪水からの自分の逃げ方を考えよう～

みんなでマイ・タイムライン



### About NIGE KID

#### 小学生でもマイ・タイムラインを かんたんに作れる 「逃げキッド」

マイ・タイムラインを小学生でもかんたんに作れることをテーマに考えられた「逃げキッド」。このツールを活用すれば、子どもから大人まで、誰でもマイ・タイムラインの骨格を手軽に組み立てることができます。



逃げキッド



### 逃げキッドの使い方

#### [ 動画とガイドで、逃げキッド ]

住民自身でマイ・タイムラインを勉強できるツールとして、逃げキッドの使い方をアニメーションで分かりやすく解説した動画を用意しています。また、地域のマイ・タイムラインリーダーが「逃げキッド」を活用して、マイ・タイムラインを検討していく際の留意事項と講座をより良くするための話し方の工夫や解説する際のシナリオ例などを取りまとめた「マイ・タイムラインリーダー向け逃げキッド活用ガイド」もWebサイトからダウンロードしていただけます。

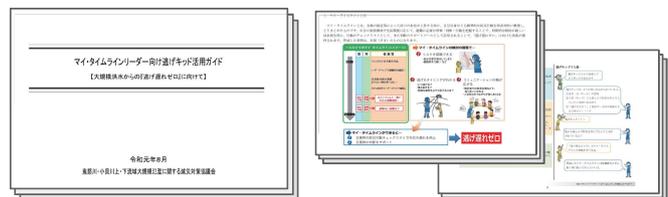
#### 逃げキッド動画



逃げキッドってなに？



#### 逃げキッド活用ガイド



逃げキッド活用ガイド



**国土交通省**

Ministry of Land, Infrastructure and Transport

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 電話:03-5253-8111(代表)

水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室

令和元年12月17日  
水管理・国土保全局河川環境課  
道路局企画課

まちの想定浸水箇所を把握しましょう

～まちなかに水害からの避難行動に有効な情報を表示する取組を推進します～  
今年度発生した台風や豪雨による被害を踏まえ、地域の方々々が日常的に想定浸水深や海拔を把握し、早期の避難や対策に役立てて頂くため、本日付で「まるごとまちごとハザードマップ」(※1)及び「海拔表示シート」(※2)の整備の推進についての文書を発出しましたので、お知らせいたします。

- ※1 水害ハザードマップの更なる普及浸透等を目的として、関係市区町村と連携して生活空間である“まちなか”に水防災にかかる各種情報を表示  
 <まるごとまちごとハザードマップ>  
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/marumachi/>
- ※2 津波や高潮等による被害の軽減を目的として、道路利用者に海拔情報を提供するために道路施設等での海拔情報の表示 ※参考資料-2 P9-P15参照  
 <海拔情報の提供>  
<https://www.mlit.go.jp/road/kaibatsu.html>

<まるごとまちごとハザードマップ>



【問い合わせ先】

<まるごとまちごとハザードマップ>  
水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
課長補佐 望月 係長 竹下 (内線: 35454, 35456)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8460 F A X 03-5253-1603  
<海拔表示シート>  
道路局 企画課  
課長補佐 藤原 係長 森本 (内線: 37562, 37554)  
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8485 F A X 03-5253-1618

<海拔表示シート>



まるごとまちごとハザードマップ 取組状況(H31年3月末)

<b>北海道</b> 13 釧路市 2 帯広市 1 網走市 3 根室市 4 稚内市 5 紋別市 6 網走市 7 紋別市 8 稚内市 9 紋別市 10 網走市 11 紋別市 12 稚内市 13 紋別市 14 稚内市 15 紋別市 16 稚内市 17 紋別市 18 稚内市 19 紋別市 20 稚内市 21 紋別市 22 稚内市	<b>秋田県</b> 1 秋田市 2 横手市 3 大館市 4 大館市 5 大館市 6 大館市 7 大館市 8 大館市 9 大館市 10 大館市 11 大館市 12 大館市 13 大館市 14 大館市 15 大館市 16 大館市 17 大館市 18 大館市 19 大館市 20 大館市 21 大館市 22 大館市	<b>茨城県</b> 1 水戸市 2 水戸市 3 水戸市 4 水戸市 5 水戸市 6 水戸市 7 水戸市 8 水戸市 9 水戸市 10 水戸市 11 水戸市 12 水戸市 13 水戸市 14 水戸市 15 水戸市 16 水戸市 17 水戸市 18 水戸市 19 水戸市 20 水戸市 21 水戸市 22 水戸市	<b>東京都</b> 1 東京都 2 東京都 3 東京都 4 東京都 5 東京都 6 東京都 7 東京都 8 東京都 9 東京都 10 東京都 11 東京都 12 東京都 13 東京都 14 東京都 15 東京都 16 東京都 17 東京都 18 東京都 19 東京都 20 東京都 21 東京都 22 東京都	<b>新潟県</b> 1 新潟市 2 新潟市 3 新潟市 4 新潟市 5 新潟市 6 新潟市 7 新潟市 8 新潟市 9 新潟市 10 新潟市 11 新潟市 12 新潟市 13 新潟市 14 新潟市 15 新潟市 16 新潟市 17 新潟市 18 新潟市 19 新潟市 20 新潟市 21 新潟市 22 新潟市	<b>富山県</b> 1 富山県 2 富山県 3 富山県 4 富山県 5 富山県 6 富山県 7 富山県 8 富山県 9 富山県 10 富山県 11 富山県 12 富山県 13 富山県 14 富山県 15 富山県 16 富山県 17 富山県 18 富山県 19 富山県 20 富山県 21 富山県 22 富山県	<b>石川県</b> 1 石川県 2 石川県 3 石川県 4 石川県 5 石川県 6 石川県 7 石川県 8 石川県 9 石川県 10 石川県 11 石川県 12 石川県 13 石川県 14 石川県 15 石川県 16 石川県 17 石川県 18 石川県 19 石川県 20 石川県 21 石川県 22 石川県	<b>福井県</b> 1 福井県 2 福井県 3 福井県 4 福井県 5 福井県 6 福井県 7 福井県 8 福井県 9 福井県 10 福井県 11 福井県 12 福井県 13 福井県 14 福井県 15 福井県 16 福井県 17 福井県 18 福井県 19 福井県 20 福井県 21 福井県 22 福井県	<b>山梨県</b> 1 山梨県 2 山梨県 3 山梨県 4 山梨県 5 山梨県 6 山梨県 7 山梨県 8 山梨県 9 山梨県 10 山梨県 11 山梨県 12 山梨県 13 山梨県 14 山梨県 15 山梨県 16 山梨県 17 山梨県 18 山梨県 19 山梨県 20 山梨県 21 山梨県 22 山梨県	<b>長野県</b> 1 長野県 2 長野県 3 長野県 4 長野県 5 長野県 6 長野県 7 長野県 8 長野県 9 長野県 10 長野県 11 長野県 12 長野県 13 長野県 14 長野県 15 長野県 16 長野県 17 長野県 18 長野県 19 長野県 20 長野県 21 長野県 22 長野県	<b>岐阜県</b> 1 岐阜県 2 岐阜県 3 岐阜県 4 岐阜県 5 岐阜県 6 岐阜県 7 岐阜県 8 岐阜県 9 岐阜県 10 岐阜県 11 岐阜県 12 岐阜県 13 岐阜県 14 岐阜県 15 岐阜県 16 岐阜県 17 岐阜県 18 岐阜県 19 岐阜県 20 岐阜県 21 岐阜県 22 岐阜県	<b>静岡県</b> 1 静岡県 2 静岡県 3 静岡県 4 静岡県 5 静岡県 6 静岡県 7 静岡県 8 静岡県 9 静岡県 10 静岡県 11 静岡県 12 静岡県 13 静岡県 14 静岡県 15 静岡県 16 静岡県 17 静岡県 18 静岡県 19 静岡県 20 静岡県 21 静岡県 22 静岡県	<b>愛知県</b> 1 愛知県 2 愛知県 3 愛知県 4 愛知県 5 愛知県 6 愛知県 7 愛知県 8 愛知県 9 愛知県 10 愛知県 11 愛知県 12 愛知県 13 愛知県 14 愛知県 15 愛知県 16 愛知県 17 愛知県 18 愛知県 19 愛知県 20 愛知県 21 愛知県 22 愛知県	<b>京都府</b> 1 京都府 2 京都府 3 京都府 4 京都府 5 京都府 6 京都府 7 京都府 8 京都府 9 京都府 10 京都府 11 京都府 12 京都府 13 京都府 14 京都府 15 京都府 16 京都府 17 京都府 18 京都府 19 京都府 20 京都府 21 京都府 22 京都府	<b>大阪府</b> 1 大阪府 2 大阪府 3 大阪府 4 大阪府 5 大阪府 6 大阪府 7 大阪府 8 大阪府 9 大阪府 10 大阪府 11 大阪府 12 大阪府 13 大阪府 14 大阪府 15 大阪府 16 大阪府 17 大阪府 18 大阪府 19 大阪府 20 大阪府 21 大阪府 22 大阪府	<b>兵庫県</b> 1 兵庫県 2 兵庫県 3 兵庫県 4 兵庫県 5 兵庫県 6 兵庫県 7 兵庫県 8 兵庫県 9 兵庫県 10 兵庫県 11 兵庫県 12 兵庫県 13 兵庫県 14 兵庫県 15 兵庫県 16 兵庫県 17 兵庫県 18 兵庫県 19 兵庫県 20 兵庫県 21 兵庫県 22 兵庫県	<b>奈良県</b> 1 奈良県 2 奈良県 3 奈良県 4 奈良県 5 奈良県 6 奈良県 7 奈良県 8 奈良県 9 奈良県 10 奈良県 11 奈良県 12 奈良県 13 奈良県 14 奈良県 15 奈良県 16 奈良県 17 奈良県 18 奈良県 19 奈良県 20 奈良県 21 奈良県 22 奈良県	<b>和歌山県</b> 1 和歌山県 2 和歌山県 3 和歌山県 4 和歌山県 5 和歌山県 6 和歌山県 7 和歌山県 8 和歌山県 9 和歌山県 10 和歌山県 11 和歌山県 12 和歌山県 13 和歌山県 14 和歌山県 15 和歌山県 16 和歌山県 17 和歌山県 18 和歌山県 19 和歌山県 20 和歌山県 21 和歌山県 22 和歌山県	<b>徳島県</b> 1 徳島県 2 徳島県 3 徳島県 4 徳島県 5 徳島県 6 徳島県 7 徳島県 8 徳島県 9 徳島県 10 徳島県 11 徳島県 12 徳島県 13 徳島県 14 徳島県 15 徳島県 16 徳島県 17 徳島県 18 徳島県 19 徳島県 20 徳島県 21 徳島県 22 徳島県	<b>香川県</b> 1 香川県 2 香川県 3 香川県 4 香川県 5 香川県 6 香川県 7 香川県 8 香川県 9 香川県 10 香川県 11 香川県 12 香川県 13 香川県 14 香川県 15 香川県 16 香川県 17 香川県 18 香川県 19 香川県 20 香川県 21 香川県 22 香川県	<b>愛媛県</b> 1 愛媛県 2 愛媛県 3 愛媛県 4 愛媛県 5 愛媛県 6 愛媛県 7 愛媛県 8 愛媛県 9 愛媛県 10 愛媛県 11 愛媛県 12 愛媛県 13 愛媛県 14 愛媛県 15 愛媛県 16 愛媛県 17 愛媛県 18 愛媛県 19 愛媛県 20 愛媛県 21 愛媛県 22 愛媛県	<b>高知県</b> 1 高知県 2 高知県 3 高知県 4 高知県 5 高知県 6 高知県 7 高知県 8 高知県 9 高知県 10 高知県 11 高知県 12 高知県 13 高知県 14 高知県 15 高知県 16 高知県 17 高知県 18 高知県 19 高知県 20 高知県 21 高知県 22 高知県	<b>福岡県</b> 1 福岡県 2 福岡県 3 福岡県 4 福岡県 5 福岡県 6 福岡県 7 福岡県 8 福岡県 9 福岡県 10 福岡県 11 福岡県 12 福岡県 13 福岡県 14 福岡県 15 福岡県 16 福岡県 17 福岡県 18 福岡県 19 福岡県 20 福岡県 21 福岡県 22 福岡県	<b>佐賀県</b> 1 佐賀県 2 佐賀県 3 佐賀県 4 佐賀県 5 佐賀県 6 佐賀県 7 佐賀県 8 佐賀県 9 佐賀県 10 佐賀県 11 佐賀県 12 佐賀県 13 佐賀県 14 佐賀県 15 佐賀県 16 佐賀県 17 佐賀県 18 佐賀県 19 佐賀県 20 佐賀県 21 佐賀県 22 佐賀県	<b>熊本県</b> 1 熊本県 2 熊本県 3 熊本県 4 熊本県 5 熊本県 6 熊本県 7 熊本県 8 熊本県 9 熊本県 10 熊本県 11 熊本県 12 熊本県 13 熊本県 14 熊本県 15 熊本県 16 熊本県 17 熊本県 18 熊本県 19 熊本県 20 熊本県 21 熊本県 22 熊本県	<b>鹿児島県</b> 1 鹿児島県 2 鹿児島県 3 鹿児島県 4 鹿児島県 5 鹿児島県 6 鹿児島県 7 鹿児島県 8 鹿児島県 9 鹿児島県 10 鹿児島県 11 鹿児島県 12 鹿児島県 13 鹿児島県 14 鹿児島県 15 鹿児島県 16 鹿児島県 17 鹿児島県 18 鹿児島県 19 鹿児島県 20 鹿児島県 21 鹿児島県 22 鹿児島県	<b>沖縄県</b> 1 沖縄県 2 沖縄県 3 沖縄県 4 沖縄県 5 沖縄県 6 沖縄県 7 沖縄県 8 沖縄県 9 沖縄県 10 沖縄県 11 沖縄県 12 沖縄県 13 沖縄県 14 沖縄県 15 沖縄県 16 沖縄県 17 沖縄県 18 沖縄県 19 沖縄県 20 沖縄県 21 沖縄県 22 沖縄県
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	--	---

取り組んでいる市区町村数  
**194**  
市区町村

○岩手河川国道事務所では市町村が作成した洪水ハザードマップの情報の更なる周知を図るため、居住地域をハザードマップと見立てて水防災にかかわる想定浸水深や避難所等の情報を提供し、『まるごとまちごとハザードマップ』に取り組む、自治体を支援します。



<事例> 電柱に浸水深想定深や避難所の情報等を標示

【洪水関連図記号の例】

- 避難所(建物)  
災害時の避難先となる安全な建物を示す。
- 洪水  
当該地域が洪水の影響を受ける可能性がある地域であることを示す。

(出典:まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き)

○まるごとまちごとハザードマップのすすめ



まるごとまちごと  
ハザードマップのすすめ

平成31年4月  
国土交通省 水管理・国土保全局

# 1. まるごとまちごとハザードマップとは

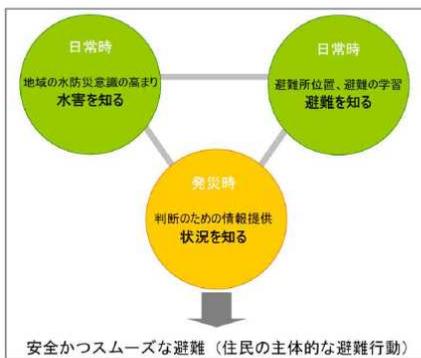
## まるごとまちごとハザードマップ

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水防災にかかわる以下の情報を標示する取組

- 洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報
- 避難行動に関する情報(避難所及び避難誘導に関する情報)

### 目的

“まちなか”に表示することにより、日常時から水防災への意識を高めるとともに浸水深・避難所等の知識の普及・浸透等を図り、発災時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、被害を最小限にとどめることを目指す



### ● 洪水・内水・高潮の浸水深に関する情報例



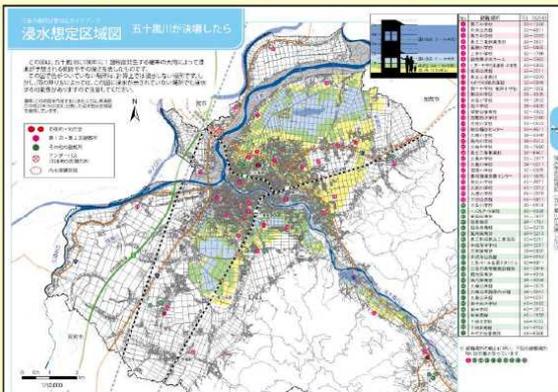
### ● 避難行動に関する情報例(避難所及び避難誘導に関する情報)



# 1. まるごとまちごとハザードマップとは

水害ハザードマップの内容を、それぞれの地域で具体的に、臨場感をもって認識し、避難の実効性を高めるための工夫として、まるごとまちごとハザードマップを実施することは有効です。

## 水害ハザードマップ



○: メリット・△: デメリット

- : 自宅や勤務先などの知りたい場所の浸水深や近くの避難所・避難場所を確認できる
- : アンダーパスや内水氾濫などの危険箇所も確認できる
- : 避難に必要な多くの防災情報について確認できる  
「情報の取得方法」や「避難の目安」、「非常持ち出し品に関する情報」など
- : 防災教育や勉強会、避難訓練等で活用できる
- △: 防災に興味がない人は、浸水深を確認するまでに至らない可能性がある  
(意識しないとハザードマップは確認されない)
- △: 浸水の高さをイメージしづらい

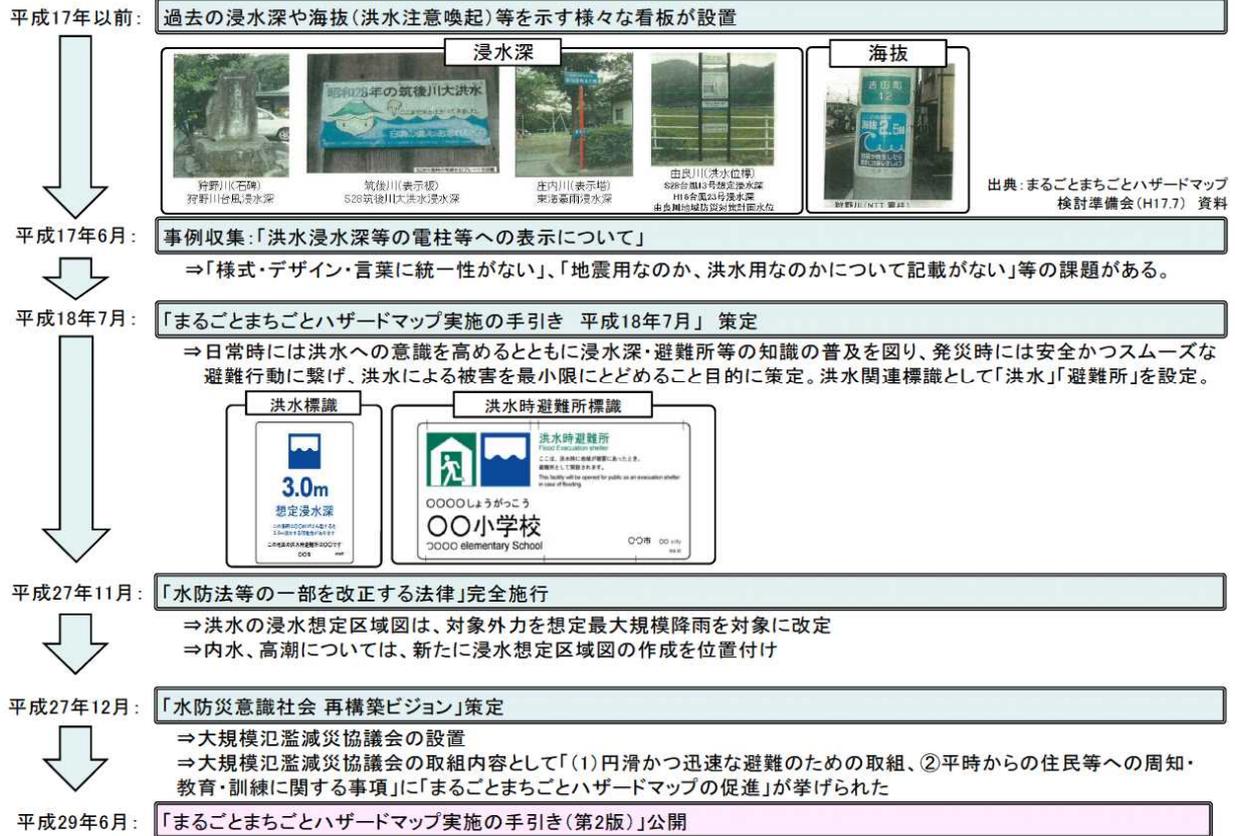
## まるごとまちごとハザードマップ



水害ハザードマップの内容を、それぞれの地域で具体的に、臨場感をもって認識し、避難の実効性を高める

- : “まちなか”にあるので無意識に目に入る
- : 日常生活上で視認されやすく防災に興味が無い人でも浸水深や避難所などの情報を知ることができる
- : 浸水深を感覚的に理解できる

## 2. まるごとまちごとハザードマップ手引き改定の経緯



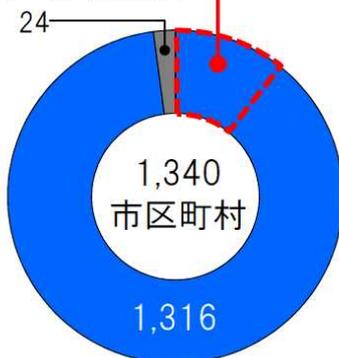
## 3. まるごとまちごとハザードマップの実施状況

まるごとまちごとハザードマップ対象自治体は、1340自治体（H30.9末時点）ですが、そのうちの**181自治体（実施率13.5%）**で実施されている状況です。

### ハザードマップの作成・公表

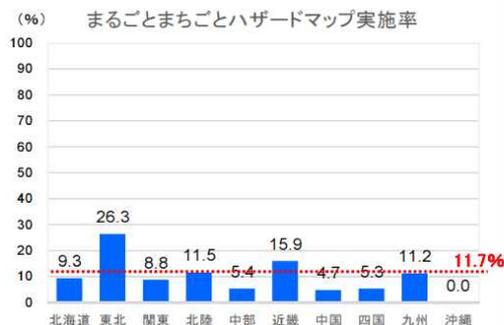
- 国又は都道府県が指定・公表した浸水想定区域をもとに、市区町村が洪水予報等の伝達方法や避難場所を記したハザードマップを作成・公表
- 現在、ハザードマップ作成対象自治体1,340のうち98%にあたる1,316自治体が公表済（H30.9現在）

<ハザードマップ公表状況>



### まるごとまちごとハザードマップの実施状況

- 現在、ハザードマップ作成対象自治体1,340のうち13.5%にあたる181自治体が設置（H30.9末時点）



## 4. 取組促進の課題(自治体の意見例)

まるごとまちごとハザードマップ未実施自治体の「取組を実施しない理由、取組を実施できない」理由として、「**まるごとまちごとハザードマップの効果がよくわからない**」※という意見が挙げられています。

- まるごとまちごとハザードマップ実施が有効的な手法なのか分からないので、**実施による効果**を知りたい
- 洪水ハザードマップとまるごとまちごとハザードマップではどちらを優先して実施すべきか
- 実施するのはある一地域のみでもよいのか
- どのような場所に設置したら効果的か
- 設置による地域の抵抗感が心配



※平成27年度に実施した「まるごとまちごとハザードマップ」未実施自治体へのヒアリング意見より整理

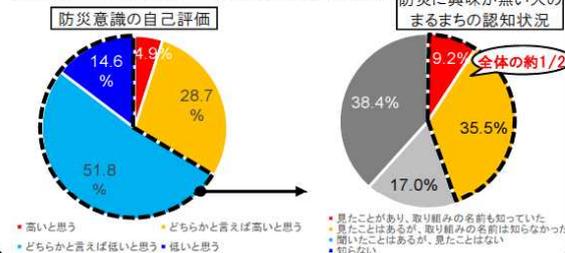
課題(自治体意見)

## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット

住民へアンケート※を実施して、**まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット**をまとめました。

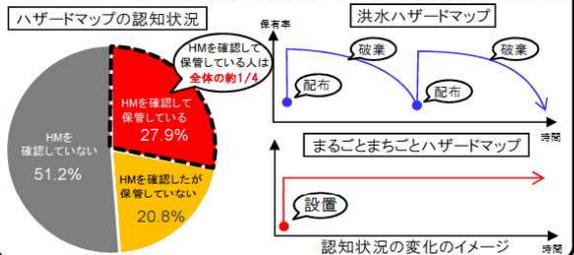
### ①日常生活上で視認されやすい

●現地に深水深を示した標識が表示されることで、防災に興味がある人にもない人にも浸水リスクに気付いてもらえます。防災に興味が無い人のまるまちの認知状況



### ②紙媒体のように破棄・紛失されることがない

●ハザードマップは確認後、破棄・紛失され可能性があるが、まるまちは、一度設置されると継続して浸水リスク等を伝えることができます。



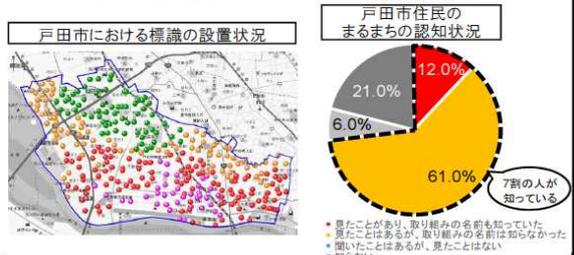
### ③浸水リスク等を伝えたい人に伝えることができる

●駅に設置した場合には、不特定多数駅利用者へ浸水リスク等を伝えることができます。



### ④まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

●まるごとまちごとハザードマップ標識を浸水想定区域全体に設置することで、まち全体に浸水リスク等を伝えることができます。

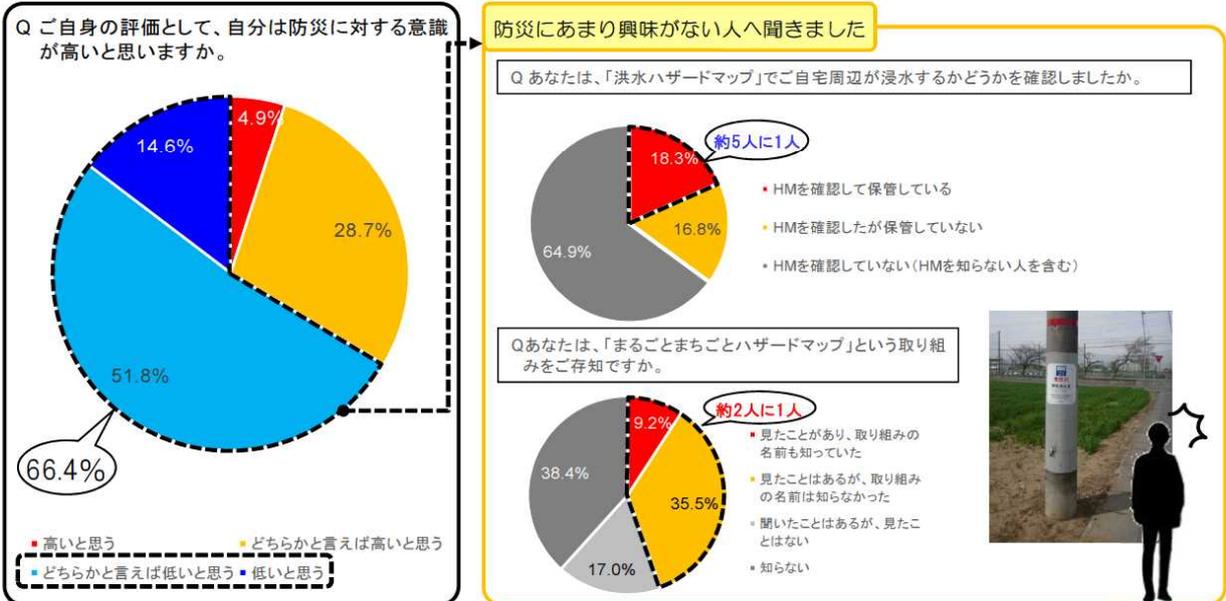


※まるごとまちごとハザードマップを実施している13自治体(1300人)、駅、市役所等の公共施設利用者(700人)にまるまちに関するアンケートを実施しました

## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット①

### ①日常生活上で視認されやすい

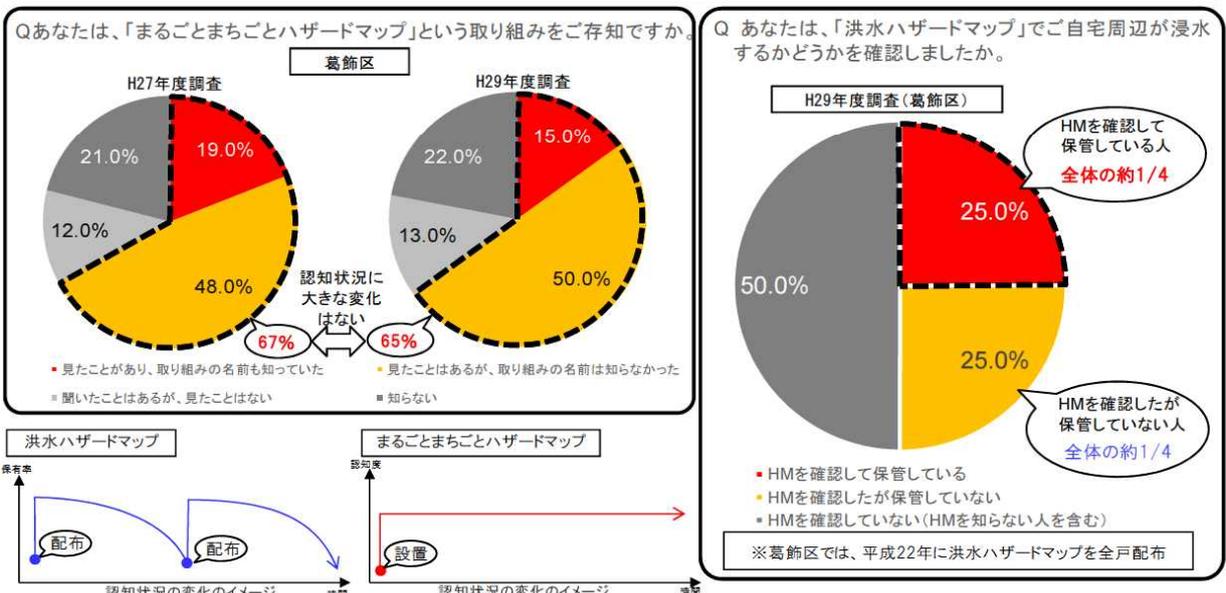
- 自己評価で、防災に対する意識が低い(防災にあまり興味がない)と回答した人は、全体の66.4%でした。
- 防災にあまり興味がない人のうち、洪水ハザードマップを確認して保管している人は、約5人に1人(18%)でしたが、まるごとまちごとハザードマップの標識を見たことがある人は、約2人に1人(44.7%)と多いことが分かりました。
- ⇒防災にあまり興味がない人は、浸水リスクに気付かず、洪水ハザードマップを確認して保管するまでに至っている人が少ない傾向にあると考えられます。一方で、まるごとまちごとハザードマップは、現地に設置されるため、**日常生活上で視認されやすく、防災に興味がある人にもあまり興味がない人にも浸水リスクに気付いてもらえます。**



## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット②

### ②紙媒体のように破棄・紛失されることがない

- まるごとまちごとハザードマップは、標識は設置後に破損等が無い限り設置されたままになっていることから、常に浸水リスクを表示することができ、認知状況にあまり変化はありません(例:葛飾区の認知状況の変化)。
- なお、葛飾区の洪水ハザードマップの確認状況については、確認した人(全体の50%)のうち保管している人は25%で、約4人に1人がすぐに洪水ハザードマップを確認できる状態でしたが、残りの25%は洪水ハザードマップを保管しておらず、すぐに確認できない状況にあることがわかりました。
- ⇒洪水ハザードマップは、確認後に破棄・紛失される可能性があります。まるごとまちごとハザードマップは一度設置されると継続的に浸水リスクを伝えることができます。



## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット③

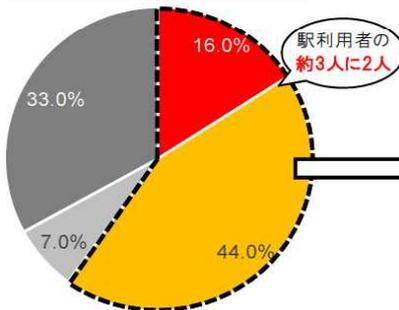
### ③ 浸水リスク等を伝えたい人に伝えることができる

- ・ 阪急大山崎駅を利用する人のうち約3人に2人(約60%)は、阪急大山崎駅に設置されているまるごとまちごとハザードマップの標識を見たことがあると回答しています。また、そのうちの74%の人は、**駅周辺の浸水深を覚えています**(数値は覚えていないが体感的に覚えていると回答したひとを含む)。
  - ・ 阪急大山崎駅では、2.9mの浸水深標識が設置されていますが、2.0m未満と低く覚えている人は約8%少なく、浸水深を覚え知る人のうち、約66%と**約3人に2人は、浸水する際には、2.0m以上浸水する可能性がある**と認識しており、**浸水リスクを伝わっている**ことが分かりました。
- ⇒このように、駅に設置した場合には、不特定多数の駅利用者に浸水リスク等を伝えることができ、**伝えたい人を明確にし、その人が利用する施設へ設置することで伝えたい情報を伝えることができます**(例えば、地域の学生に伝えたい場合は学校 等)。

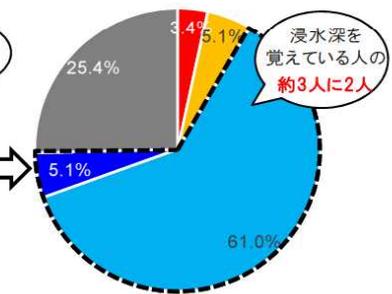


※アンケートは、阪急大山崎駅に設置している標識の写真は見せない条件で実施しています。

大山崎駅利用者のまるまちな認知状況



大山崎駅利用者の浸水リスクの理解状況



- 見たことがあり、取り組みの名前も知っていた
- 見たことはあるが、取り組みの名前は知らなかった
- 聞いたことはあるが、見たことはない
- 知らない

- 0.5m未満
- 0.5~2.0m未満
- 2.0~5.0m未満
- 5.0m以上
- 覚えていない

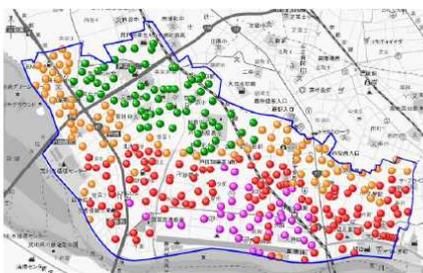
・ 浸水深(数値)を覚えている人約17%  
 ・ 浸水深は覚えていないが浸水深のラインがあるため体感的に覚えている人約58%

## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット④

### ④ まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

- ・ 戸田市では、標識を浸水想定区域全体に数多く設置しており、**認知度は73%と高く、住民の約3人に2人は「まるまち」を知っていることが分かりました**。
  - ・ なお、洪水ハザードマップを確認して、保管している人は約3人に1人(約29%)という状況でした。
- ⇒**標識を浸水区域内全体に設置することで、まち全体に浸水リスク等を伝えることができます**。

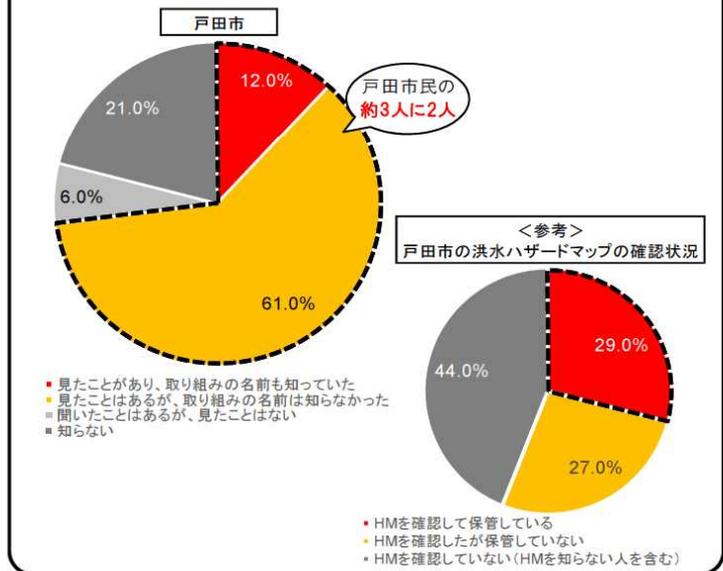
戸田市における標識設置状況



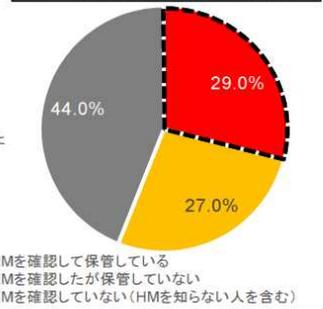
戸田市における設置標識例



Q あなたは、「まるごとまちごとハザードマップ」という取り組みをご存知ですか。



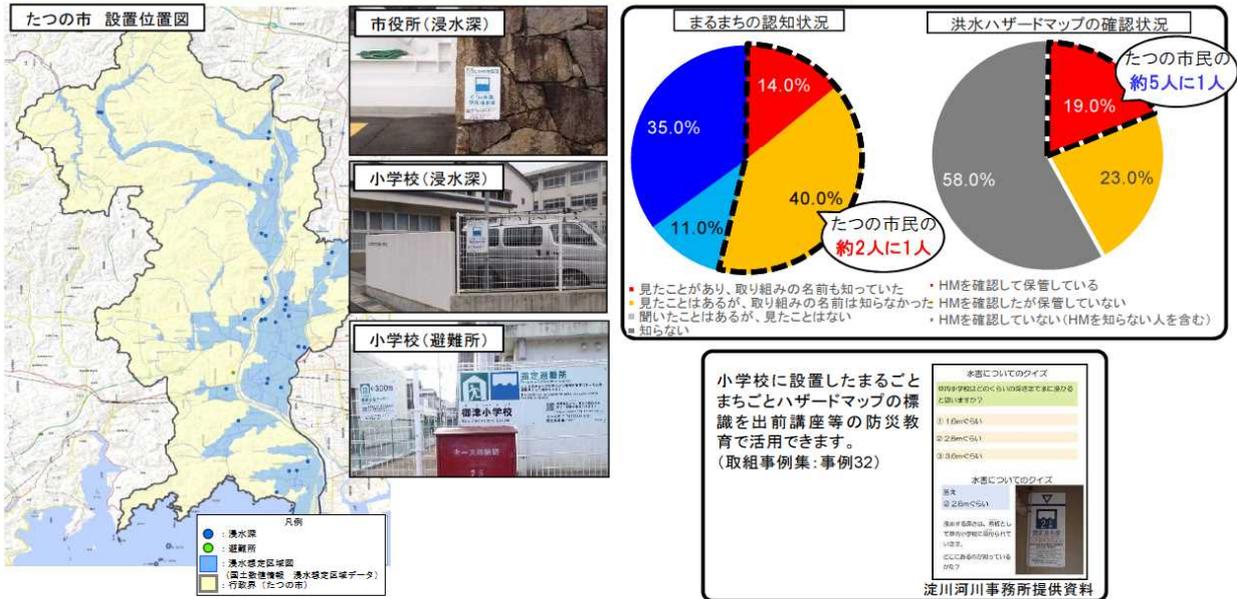
<参考>  
戸田市の洪水ハザードマップの確認状況



## 5. まるごとまちごとハザードマップ実施のメリット④

### ④まち全体に浸水リスク等を伝えることができる

- たつの市では、市役所、学校、公民館等の**公共施設**に標識を設置しており、**市内の浸水想定区域全体に広域的に設置**されています。**設置数は多くありませんが(36箇所)**がまるごとまちごとハザードマップの認知度は、**約54%**と住民の**2人に1人が知っている**状況です。
- なお、たつの市の**洪水ハザードマップの確認状況としては**、約5人に1人(19%)が洪水ハザードマップを確認して保管している状況でした。  
 ⇒ **設置数が多くなくても浸水想定区域全体に標識を設置**することで、住民のまるごとまちごとハザードマップの**認知度が高くなります**  
 ⇒ **公共施設**は、設置の際に外部調整が不要のため設置が比較的容易であり、**市内にも点在**していることから、**浸水想定区域全体に標識を設置する際の有効な設置場所**となります  
 ⇒ さらに、学校へ設置した場合には、出前講座等の防災教育にも活用できます。



## 6. 住民によるまるごとまちごとハザードマップの評価

- まるごとまちごとハザードマップ」が実施されることについて、**約84%の人が「良いと思う」と**回答しており、取組に対して賛成の意見が多いです。
- また、「必要無い」と回答した人は約4%と少数であり、**標識が設置されることに対する抵抗感**は**少ない**ようです。

Q まるごとまちごとハザードマップの取り組みが行われることについてどう思いますか。

